

文部科学大臣 様

## 学校図書館の充実を求める署名

学習指導要領の改訂が教職員や子どもたちの多忙に拍車をかけています。そうした中、子どもたちがゆとりをもってじっくりと学び、豊かな心が育つ教育を実現することは、父母、国民、教職員の切実な願いです。学校において、このような教育活動を保障するための学校図書館の充実が強く求められています。

そのためには、日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」にも謳われているように、児童・生徒が個人として尊重され、とりわけ「知る自由」が保障されなければなりません。また、「学校教育法」「学校図書館法」などを改正し、専任・専門・正規の学校司書制度を新たに確立することが必要です。

しかし、依然として、多くの小・中学校の学校図書館には専任・専門・正規の学校図書館職員が配置されていない状態が続いています。高校では、学校図書館法「改正」時（1997年）の付帯決議に反し、図書館職員（学校司書）の削減、兼務化などがおしすすめられています。さらに、文部科学省の調査では、国が措置した図書購入費を地方では78%しか予算化せず、財政難から82%もの自治体や教育委員会が図書購入費を“流用”していたことが明らかになっています。その結果、学校図書館の予算が削られ、図書館資料が不足している事態が生み出されています。

つきましては、以下の事項を早急に実現していただくよう求めます。

### 記

1. 学校図書館費(図書費)を大幅に増額すること
2. すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置すること
3. 現職の学校司書の一方的な削減、配置転換や他職種との兼任をおこなわないこと。また、退職者の補充を必ずおこなうこと
4. 臨時雇用の学校司書の待遇を改善し、雇用継続・正規職員化をはかること

氏 名	住 所

取り扱い団体 全日本教職員組合  
日本高等学校教職員組合  
( ) 教職員組合